

# 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



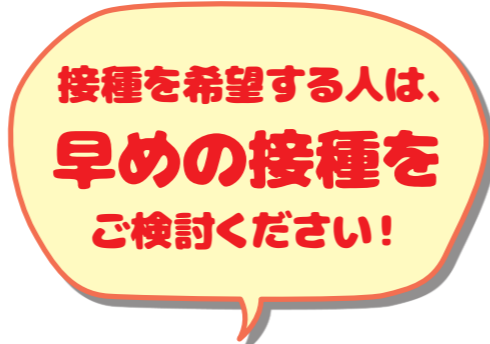
(1月30日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

## 無料で接種を受けられる期間は令和5年3月31日までです

1月30日現在、4月以降の接種方針が国から示されていないため、4月1日以降に接種を受ける場合は接種費用の個人負担などが発生する可能性があります。

今後、状況が変更となった場合は、市HPや尾道市公式LINE等で随時お知らせします。(今年度中に方針が決まる予定)



### 予約先

#### ●集団接種 (市民病院・公立みつぎ総合病院・因島総合病院を含む)

専用の予約サイト(右の二次元コード)か、尾道市コールセンター(☎0570-001-297)で予約をしてください。



#### ●個別接種 (各医療機関)

接種を希望する医療機関で直接予約をしてください。各医療機関での接種の実施状況について、最新情報は市HPでご確認ください。

### 最新情報を確認

※現時点ではオミクロン株対応ワクチンは、1人1回の接種です。3回目以降は、何回目であっても、オミクロン株対応ワクチンを接種した場合は接種終了となります。

12歳以上 オミクロン株対応 (3回目~)	5~11歳 小児接種 (1・2回目)	5~11歳 小児接種 (3回目)	生後6カ月~4歳 乳幼児接種 (1・2・3回目)	12歳以上 初回接種 (1・2回目)

### 問い合わせ先

- 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など  
尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30~17:15
- 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など  
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。  
(☎0848-24-1966)



## くらしの窓

市からのお知らせ

### 市県民税/国民健康保険料/介護保険料の申告相談

申告相談期間 開催中~3月15日(水)  
※土・日・祝日を除く。  
会場など詳しくは、広報おのみち1月号8~9頁をご覧ください。

☎市民税課  
(☎0848-38-9154)  
因島瀬戸田市民税係  
(☎0845-26-6227)

### 市議・市長選挙 音声版「選挙公報」の送付 希望者は申込を

4月23日(日)に執行予定の尾道市議会議員一般選挙・尾道市長選挙について、目の不自由な人を対象に、「選挙公報」の音声版(CD-R)を郵送で配布します。

選挙公報には、候補者の名前・経歴・政見、政党の政策などが掲載されています。送付希望者は選挙管理委員会へ申し込んでください。

☎ 3月10日(金)  
☎ 選挙管理委員会事務局  
(☎0848-38-9258)

### 市議・市長選挙立候補予定者 説明会を開催します

☎ 2月25日(土) 9:30~  
☎ 市役所本庁  
※詳しくは、広報おのみち12月号9頁か、市HPをご覧ください。  
☎ 選挙管理委員会事務局  
(☎0848-38-9258)

## 民生委員・児童委員が改選されました

令和4年12月1日付で、新しく民生委員・児童委員が委嘱されました。任期は3年です。  
新しく委嘱された委員の一覧は、市HPでご確認ください。また、各委員の連絡先などは、社会福祉課へお問い合わせください。



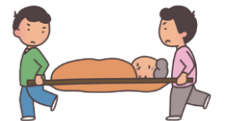
▲市HP

◆民生委員・児童委員はあなたの身近な相談相手です  
地域住民のあらゆる相談に応じ、必要な支援が受けられるよう関係機関等につなげる役割をしています。  
委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、守秘義務がありますので、皆さん安心してご相談ください。

☎ 社会福祉課 (☎0848-38-9133)

## 災害時の自力避難が難しい人へ 情報提供への同意申請書を送付します

災害が発生した場合に自力で避難することが困難と思われる、高齢の人や障害のある人などに対して、「尾道市避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書」を2月末までに送付します。封筒が届いたらご確認ください。情報提供についての「同意・不同意」等の必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市へ返送してください。

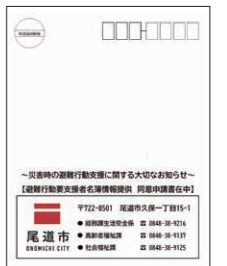


同意した人の登録情報は、災害時の避難支援を目的に、平常時から自主防災組織、消防、警察などの支援団体に提供します。登録情報をもとに、地域の皆さんが連携協力して、平常時の避難訓練や個別避難計画(避難場所や避難の支援者などを決めた計画)の作成などを行います。

☎【制度全般に関すること】総務課 (☎0848-38-9216)

☎【高齢者の同意申請書の登録に関すること】  
高齢者福祉課 (☎0848-38-9137)

☎【障害のある人の同意申請書の登録に関すること】  
社会福祉課 (☎0848-38-9125)



## 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 申請はお済みですか?

期限を過ぎると給付金は受けることができません。申請書提出後、申請書の不備や添付書類漏れがある場合も、期限までに必ず提出してください。

給付金額 児童1人当たり一律5万円(全国一律)

申請期限 2月28日(火)

申請が必要な人 ※給付は(1)か(2)のいずれか一回限り。

(1)低所得のひとり親世帯

① 公的年金等を受給されていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になった人

(2)その他低所得の子育て世帯

対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満))の養育者で、以下のいずれかに該当する人

- ・高校生以上の児童のみを養育している令和4年度の住民税均等割が非課税の人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる人

☎ 子育て支援課 (☎0848-38-9205)